

教育指導部の事務分掌

学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校職員並びに児童生徒の保健衛生、福利及び厚生に関すること。 (2) 児童生徒の安全対策に関すること。 (3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に基づく事務に関すること。 (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく就学援助事務に関すること。 (5) 遠距離通学の児童及び生徒の交通費補助事務に関すること。 (6) 通学区域の設定及び変更に関すること。 (7) 児童及び生徒の就学、入学及び転学に関すること。 (8) 奨学金に関すること。 (9) スクールバスの運行計画及び管理事務に関すること。 (10) 前各号に掲げるもののほか、学校教育(教育指導課が所掌する事務を除く。)に関すること。
教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の指導及び幼児期の教育に係る助言に関すること。 (2) 学校職員の研修に関すること。 (3) 教育研究に関すること。 (4) 学習指導、生徒指導及びキャリア教育に関すること。 (5) 教育相談に関すること。 (6) 教育方針及び教育課程に関すること。 (7) 学校運営に関すること。 (8) 学校職員(市費負担職員を除く。)の任免その他の人事に関すること。 (9) 教科書、教材等に関すること。 (10) 前各号に掲げるもののほか、教育指導及び教務に関すること。
学校給食課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の指導及び幼児期の教育に係る助言に関すること。 (2) 学校職員の研修に関すること。 (3) 教育研究に関すること。 (4) 学習指導、生徒指導及びキャリア教育に関すること。 (5) 教育相談に関すること。 (6) 教育方針及び教育課程に関すること。 (7) 学校運営に関すること。 (8) 学校職員(市費負担職員を除く。)の任免その他の人事に関すること。 (9) 教科書、教材等に関すること。 (10) 前各号に掲げるもののほか、教育指導及び教務に関すること。